8　決議第86（WRC-07、改）の規定に基づき、無線周波数と付随する静止衛星軌道を含めたあらゆる軌道の合理的、効率的及び経済的な利用のために、全権委員会議決議第86（2002年マラケシュ、改）「衛星通信網に関わる周波数割当ての事前公表、調整、通知及び記録手続」に対応した変更及び他の選択肢を検討すること。

9　決議第26（WRC-07、改）の規定に基づき、当該国の脚注が不要になった場合に、脚注を削除してほしい旨又は脚注から当該国の名前を削除してほしい旨の主管庁からの要求を検討し適切な措置を執ること。

10　条約第７条に基づき、以下に関する無線通信局長の報告を検討し承認すること。

10.1　WRC-15以降の無線通信部門の活動

10.2　無線通信規則の適用に当たって遭遇した問題又は矛盾

10.3　決議第80（WRC-07、改）の規定に応じた措置

11　条約第７条に基づき、その次の世界無線通信会議の議題に盛り込む項目を理事会に勧告すること。

以下を理事会に要請し、

本決議に示された見解を検討すること。

以下を無線通信局長に指示し、

会議準備会合を開催するために必要な準備を行い、WRC-18への報告を準備すること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議を関係する国際及び地域機関に通知すること。

改　決議第906（WRC-12、改）　無線通信局への地上業務の通告形式の電子的な提出及び主管庁間のデータ交換

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　第11条及び地域協定に附属しているプランに基づく地上業務に関する通告を提出するための電子的な書式は、1994年９月から無線通信局によって使用されてきていること。

b)　1998年12月８日からは、第12条による短波放送予定の必要事項の提出は電子的方法だけで行われていること。

c)　宇宙業務に関して2001年６月３日から、全ての通告の形式並びに第９条及び第11条に従って無線通信局に提出される関連情報は、電子的な書式でのみ提出されていること。

d)　地上業務通告書式の提出は、2009年１月以来、回章CR/297に従い安全なITUウェブインターフェースWISFAT（地上業務への周波数割当て／区域分配の提出用ウェブインターフェース）を使用して、電子的な書式でのみ提供されていること。

e)　RRC-06がGE-06地域協定の第４条及び第５条を適用する場合の提出は、全て電子的な書式のみで行われることを決定したこと。

f)　地上業務についての通告書式を電子的な書式で作成する場合、主管庁は提出する前に無線通信局のソフトウェアを使ってデータの検査を行うことができること。

g)　地上業務についての通告形式を電子的書式で提出することによって、無線通信局においてデータを書き写す必要がなくなり、誤りを導入する可能性を回避できるとともに無線通信局において必要とされるデータ処理の労力を削減ができること。

h)　地上業務の通告形式を電子的な書式のみ提出する場合、特に開発途上国及び最貧開発国において、無線通信局のソフトウェアの扱いに関する適切な訓練を行うことが必要になる可能性があること。

i)　幾つかの主管庁においては、地上業務の通告形式の提出を電子的な書式のみでしか行えないようにする場合、自国での手続を適応させ、適切な電子設備を開発することが必要になる可能性があること。

j)　電子的な書式の情報であれば、主管庁のデータベース化への要請を満たすためにも使用でき、また、主管庁間及び無線通信局との情報の交換も容易になること。

k)　主管庁は、相互情報交換の形態の定義を含んで、越境調整問題に関して二国間合意を確立する主権を有していること。

l)　主管庁は、地上業務の通告形式を無線通信局へ電子的に提出することの重要性及び必要性を認識していること。

以下を更に考慮し、

a)　地上業務の通告形式の電気通信局への提出に電子的な書式を使用することによって、局の経費が減少する傾向となること、また、より良好なデータの発行に成り得ること。

b)　無線通信局は、地上業務に関する無線通信局の国際周波数情報回章（BR IFIC）の配送を通して、地上無線通信通告ソフトウェア（TeRaNotices）を主管庁に対して無料にしていること。

c)　周波数管理に関するITU会合への各国の参加者、特に開発途上国の参加者に関する決議第９（2010年ハイデラバード、改）において、WTDCは、無線周波数管理者の業務を促進するために、無線通信に関する文書への接続が容易に行えることの重要性を認識していること。

d)　ITU刊行物への無料オンライン接続に関する決定第12（2010年グアダラハラ）において、全権委員会議は、ITU事務総局長に対して、ITUのソフトウェア及びデータベースの販売に関して途中状況の報告を準備し、この状況報告を理事会に行うよう指示し、これによりITU刊行物やソフトウェア及びデータベースへの接続を改善する方策を決定すること。

e)　とりわけ、自動化周波数管理システムは、国内周波数管理・監視、主管庁間の調整及び無線通信局への通告を容易にするであろうこと。

f)　ITU-R勧告SM.1370は、国レベルの自動化周波数管理システムの開発において設計指針を与えること。

g)　国際調整及び通告のための国内周波数管理におけるデータの種類は、付録第４号及びITU-R勧告SM.1413に反映されていること。

h)　RAGは、地上業務及び宇宙業務の通告形式の提出及び取扱いに使用する無線通信局の情報システムを見直すための作業部会を設立したこと。

i)　ITU-Rの世界無線通信セミナーの活動や、地上業務を扱う研究委員会会合への参加において、多くの国、特に開発途上国及び最貧開発国が困難に直面していること。

以下を決議し、